

| ワクチン名 | 予防できる感染症 | 接種時期 | | 接種回数 |
|----------------------------|-------------------------------|---|---|----------------------|
| 小児用肺炎球菌 | 小児の肺炎球菌感染症(細菌性髄膜炎、敗血症、肺炎等) | 生後2ヵ月～5歳の誕生日前日まで | | 4回 (初回3回、追加1回) |
| B型肝炎 | B型肝炎 | 生後2ヵ月～1歳の誕生日前日まで | | 3回 (初回2回、追加1回) |
| 五種混合 ※① | ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、Hib(ヒブ)感染症 | 生後2ヵ月から7歳半に至るまで | | 4回 (初回3回、追加1回) |
| 二種混合 | ジフテリア、破傷風 | 11歳以上13歳未満 | | 1回 |
| BCG | 結核 | 1歳の誕生日前日まで (標準的な接種期間としては、生後5ヵ月に達した時から生後8ヵ月に達するまで) | | 1回 |
| MR(麻しん風しん混合) | 麻しん、風しん | 第1期 | 1歳から2歳に至るまで ※② | 1回 |
| | | 第2期 | 小学校就学前の1年間 ※② | 1回 |
| 水痘(みずぼうそう) | 水痘(みずぼうそう) | 1歳から3歳に至るまで | | 2回 |
| 日本脳炎 ※③ | 日本脳炎 | 第1期 | 生後6ヵ月から7歳半に至るまで (標準的な接種期間としては、3歳から) | 3回 (初回2回、追加1回) |
| | | 第2期 | 9歳以上13歳未満 | 1回 |
| ロタウイルス | 感染性胃腸炎(ロタウイルス) | ロタリックス (1価) | 生後6週から生後24週に至るまで (標準的な接種期間：初回接種については生後2月に至った日から出生14週6日後までの間) | 2回 |
| | | ロタテック (5価) | 生後6週から生後32週に至るまで (標準的な接種期間：初回接種については生後2月に至った日から出生14週6日後までの間) | 3回 |
| HPV (ヒトパピローマウイルス) ※④ | 子宮頸がん | 13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間 (標準的な接種期間としては、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間) | | 2～3回 (女性のみ) ※⑤ |

※①五種混合ワクチンについて

- 令和6年4月から、従来の四種混合ワクチンにヒブワクチンを加えた五種混合ワクチンが定期接種となりました。
- すでに、四種混合ワクチン・ヒブワクチンの接種を開始しているお子さんは、原則として同一ワクチンで接種を完了させる必要がありますので、引き続き、四種混合ワクチンとヒブワクチンの決められた回数を接種してください。

※②MR(麻しん風しん混合) ワクチンについて

- 令和6年のワクチンの供給不足により接種を受けられていない方がいらっしゃる状況を踏まえ、対象者の方は接種期間が延長となりました。
- 令和6年度に第1期の接種対象者であった令和5年度生まれの方および第2期の接種対象者であった平成30年度生まれの方で、令和6年度中にMRワクチンを接種していない方は、令和7年4月から令和9年3月までの2年間、接種していない回数分の接種を公費で行うことができます。

※③日本脳炎に係る特例について

- 平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方については、20歳未満であれば、接種していない回数分を定期接種として実施することができます。

※④HPV(ヒトパピローマウイルス)のキャッチアップ接種について

- 令和4年4月から令和7年3月まで実施されていたキャッチアップ接種の対象であった平成9年度生まれから平成19年度生まれまでの女子および令和6年度が定期接種の最終年度であった平成20年度生まれの女子は、上記期間中に1回以上HPVワクチンを接種していれば、令和7年度の1年間、従来の定期接種の対象年齢を超えて、接種していない回数分の接種を公費で行うことができます。

※⑤HPV(ヒトパピローマウイルス)の接種回数について

- 接種開始する年齢やワクチンの種類により回数が異なります。